

愛媛県土地家屋調査士会 新会員配属研修実施要領

第1（目的）

この要領は、愛媛県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）が、会則第86条に掲げる会員の研修に関する事業のうち、新会員の配属研修について、必要な事項を定めることを、目的とする。

第2（目的）

新会員配属研修は、不動産の表示に関する登記にかかる専門職能としての素養を身につけ、調査試験では学べない実務を会得し、広く国民に信用されうる土地家屋調査士の育成を目的とする。

第3（実施機関）

新会員配属研修は、調査士会を実施機関とし、講師会員事務所に委託して配属研修を行うものとする。

第4（研修期間）

新会員配属研修の期間は、3ヶ月以内とする。ただし、調査士会会長が認めた場合には、この期間を延長または、短縮する事ができる。

また、受講者は、講師事務所の就業規則又は規律に服するものとする。

第5（研修対象者）

新会員配属研修を受講すべき対象者は、土地家屋調査士となる資格を有する者で登録・入会前の者とする。

第6（研修科目）

新会員配属研修における科目は、調査士の適正な執務の姿勢及び処理能力を習得することを基本方針として、別表1のとおりとする。ただし、業務に関する周辺事情に対応して、調査士会会長が必要と認めた場合には、科目の追加・変更・削除ができる。

第 7 (講師・事務所)

新会員配属研修における講師は、愛媛県土地家屋調査士会会員の中より、受講者の経験・地域性等を考慮して、調査士会会長が委嘱するものとする。

第 8 (受講費用)

新会員配属における受講費用は、受講者の負担とする。

第 9 (労働の対面)

新会員配属研修中の受講者への労働の対価は、調査士としては、原則的に行わないものとする。

第 10 (損害の賠償)

調査士会は、新会員配属研修期間内における受講者並びに講師について生じた事故等による損害を賠償するため、各実施時に必要な損害保険に加入するものとする。

第 11 (研修の運営・事務)

新会員配属研修の具体的運営及び事務については、調査士会研修部が、担当するものとする。

第 12 (実施時期)

新会員配属研修は、平成 11 年度より実施するものとする。

附 則

この規定は平成 16 年 3 月 13 日から施行する。

別表 1

新会員配属研修における基本的研修科目

- (1) 対人待遇
- (2) 法務局資料調査
- (3) 行政官公庁（法務局以外）資料調査
- (4) 境界確認作業
- (5) 調査・測量実務
- (6) 登記申請書類・図面作成
- (7) 報酬計算、領収書作成
- (8) 倫理責任
- (9) 関連他法令